

浜松市役所からのお知らせ

浜松イノベーションキューブ入居者賃料補助制度について

浜松市では、優秀な人材や活力ある企業が次々に生まれ集積する創業都市の実現を目指しております。浜松イノベーションキューブに入居され、新事業・新分野の産業創出に取り組む企業に、入居賃料の一部を助成します。

【補助対象者】

浜松イノベーションキューブに入居し、試作開発、新製品開発等に取り組む中小企業者

●次の事業者は補助対象から除外します。

- ・ 市税を滞納している事業者
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している場合もしくは発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している場合
- ・ 過去に HI-Cube、テクノフロンティアまたはソフトインキュベートルームに入居し、浜松市創業支援事業費補助金の交付を受けたことがある場合

●補助対象者には、次の手続きをお願いしています。

- ・ 給与支払報告書を毎年提出（していない場合は、正当な理由があること）
- ・ 市民税／県民税の特別徴収の実施（していない場合は、正当な理由があること）
- ・ 法人設立等届出書を市民税課に提出し、法人市民税を納付

◇中小企業者とは

中小企業基本法第2条第1項に規定する事業者

【補助額】

浜松イノベーションキューブ入居賃料（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内により予算の範囲内で助成します。

補助金の交付は、毎年度交付決定時期（年度当初又は入居時）を基準に決定します。

【補助期間】

初めて施設に入居した日から起算して5年間

裏面へ

【補助金交付】

- 補助金交付申請・・・毎年度当初に補助金交付申請（年度途中入居の場合は、入居時）
- 補助金交付決定・・・申請後１～２か月程度後に文書で通知
- 補助金交付時期・・・毎年度終了（３月３１日）後、又は補助期間終了後に実績報告を受けて補助金精算支払い（年度末一括払）※又は概算払い

〔概算払い〕 市長が入居企業の請求に応じ、補助金の概算払をする必要があると認める場合四半期（７月、１０月、１月及び次年度４月）又は半期（１０月及び次年度４月）ごとに賃料の支払い実績に応じて補助金分割払い

【補助金申請手続き】

入居決定後、浜松市から必要書類をご案内します。

お問い合わせ先

浜松市 産業部 産業振興課

郵便番号 〒４３２－８０３６

住 所 浜松市中央区東伊場２－７－１

浜松商工会議所会館１階（はままつ起業家カフェ内）

電 話 ０５３－５２５－９７４５

F A X ０５３－５２５－９７４６

メー ル hojokin@hama-cafe.jp